

公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の
青少年交流の強化に関する覚書

公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会（以下、個別に「方」といい、総称して「双方」という。）は、青少年交流が日台間の相互理解を深める上で重要な役割を果たしていることを認識し、及び1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」第3項（13）に関連し、次の事項について、相互に協力することにつき共通認識に達した。

1. 本覚書は、日台間の青少年交流における協力、互いの歴史及び文化に対する理解並びに友好親善を増進することを目的とする。
2. 上記の目的を達成するため、双方は、以下の事項に関して、可能な範囲で、協力し、及び支援を行う。
 - (1) 教育(研修及び修学)旅行への支援を目的とした教育旅行に関連するシンポジウム、説明会等の活動。
 - (2) 相互訪問、留学、共同研究、スポーツ、文化芸術等の青少年交流活動。
 - (3) 青少年の在籍する学校及びその教員を対象とした、日本と台湾の青少年の相互理解及び友好を深める交流活動。
3. 双方は、日台間の青少年交流に関する情報を共有し、及び必要に応じて広報等の相互協力を行う。
4. 双方は、日本と台湾の機関、学校及び教育団体が日台間の青少年交流において果たしている積極的な役割を歓迎し、及び可能な範囲で支援を行う。
5. 本覚書の下での交流及び協力は、署名の日から開始することとし、いずれか一方が他方に対し、90日前までに書面による通告を行うことによって終了させることができる。また、本覚書の修正については、双方が書面により協議してこれを決定する。
6. 本覚書に記載のない事項及び本覚書の事項について疑義を有する場合は双方でこれを協議する。

本覚書は、日本語及び中国語により各2部が作成され、2022年2月18日、東京と台北において署名された。

公益財団法人日本台湾交流協会代表

台湾日本関係協会代表